

2024年度 広島経済大学 ガバナンス・コード 適合状況について

以下、項目に沿って、審査を行った。2024-2028中期計画の策定、実行を行うにあたり、従前からの改善・補足事項においても改善がなされており、概ね適合していると判断できる。2022（令和4）年度の日本高等評価機構の認証評価においても、十分にガバナンスが機能していると評価を得ていることから、今後も継続してガバナンス強化に取り組んでいく。

章	審査項目	自己説明	
		自己説明	改善・補足項目
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	1-1 建学の精神・理念 (1) 建学の精神 (2) 立学の方針 (3) 行動指針 1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命） (1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等 (2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取り組みについて (3) 私立大学の社会的責任等	建学の精神、立学の方針、行動指針が示され、それらに基づいて、教育・研究目的が設定され、全学で適切に実施されている。 2024-2028の5カ年の中期計画が新たに策定され、公開されている。 中期計画に盛り込むべき項目についても、具体的な内容が明記されており、着実に点検評価が進んでいる。その中で、昨年度まで課題であった左記の1-2(2)に関しての「教育改革の具体策と実現見通し」、「経営・ガバナンス強化策」及び「設置校の教育環境整備計画」の3項目についても新たに記載し、取り組んでいる	中期計画（2024-2028年）に「教育改革の具体策と実現見通し」「経営・ガバナンス強化策」「設置校の教育環境整備計画」の3項目について、一部ガバナンスの強化策を除いては、具体的な方策を示してある。
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	2-1 理事会 (1) 理事会の役割 2-2 理事 (1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化 (2) 学内理事の役割 (3) 外部理事の役割 2-3 監事 (1) 監事の責務（役割・職務範囲）について (2) 監事の選任 (3) 監事監査基準 (4) 監事業務を支援するための体制整備 2-4 評議員会 (1) 諮問機関としての役割 (2) 議事運営方法の改善 2-5 評議員 (1) 評議員の選任	・理事会の役割、機能については、寄附行為で定められていることに加え、別に定める「理事会規則」において、審議事項、実効性のある開催について、明確に記載され、運用されている。 ・理事の職務についても、寄附行為第6条(役員)から第14条(理事長職務の代理等)に理事の選任、役割などについて明記され、運用されている。 ・評議員の選任、役割、機能についても明確に記載され、運用されている。 また、諮問機関としての役割も明確に記載されている他、理事数に対しても適切な人数（22名以内）である。 ・監事の選任、役割、機能についても寄附行為には明確に記載され、運用されている。また、監事監査基準、監事業務の支援体制も構築され、監事会は設置されていないものの、監事監査の強化の観点から、監事、公認会計士、内部監査の三者による三様監査意見交換会により、チェック機能を高めている。また、監事研修会への派遣や受講を実施している。これらのことを踏まえて、監事監査の強化については適切に行われている。	2025年4月から施行の改正私学法に合わせて、寄附行為など規程を改訂中である。
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）について明文化と運用	3-1 学長 (1) 学長の責務（役割・職務範囲） (2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割） 3-2 教授会 (1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）	学長がリーダーとなり運営する「教学諮問会議」の設置により、学内における教育・研究の推進を図っていること。副学長を置くことで、学長をサポートする体制を敷いている。また、教授会の役割と学長の関係について、校務組織・分掌規程に明記され、適切に運用されている。 ※2022年度と同様	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）構築	4-1 学生に対して (1) 3つのポリシーの明確化と、教学マネジメントの実施 4-2 教職員等に対して (1) 教職協働 (2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD 4-3 社会に対して (1) 認証評価及び自己点検・評価 (2) 社会貢献・地域連携 4-4 危機管理及び法令遵守 (1) 危機管理のための体制整備 (2) 法令遵守のための体制整備	・3つのポリシーの制定を始め、ポリシー、教育目標を日々点検評価し、改善に資するための毎年の自己点検評価の実施、アセスメントプランの制定と検証の実施を行っている。 また、卒業までの具体的な道筋を示すための方法として、カリキュラムマップ（科目ごとの人材育成目標の設定）や履修系統図の作成、公表には取り組んでおり、さらに科目ナンバリングを改訂することで実効力を一層高めていく。 ・規程の整備を行い、研修会を実施するなど、適正に運用されている、また、ハラスメントを防止するガイドラインを定め、公開している。 ・学内校務組織、委員会、各種業務において教職協働が十分に進んでいると判断できる。また、人材育成目標を定め、年度計画の下、具体策が講じられており、教職員の人材育成が進んでいる。 ・毎年度の自己点検評価と報告書作成、大学ホームページへの教育・研究に係る情報（数字で見る広経大）の公開を積極的に行い、社会との連携、社会への責任を果たしている。 また、環境問題にも取り組み、興動館を中心とした地域社会貢献活動、地元企業と提携しての地位課題解決型授業の実践など幅広く活動していること、キャリアアッププログラムによる生涯学習の場の提供など、地域社会への貢献も進んでいる。 ・危機管理委員会のものと、防止、対応策を講じていることから、体制づくり他、マニュアルの作成、防止策の策定、計画を実施していることに加え、2022年度には「広島経済大学事業継続計画（第1版）」を策定した。2023年度には、さらに具体的な計画を盛り込んだ第2版案が策定され、2024年度中の施行を目指している。 また、研究活動の不正防止のためのコンプライアンス研修も毎年実施している。	
第5章 透明性の確保（情報公開）	5-1 情報公開の充実 (1) 法令上の情報公開 (2) 自主的な情報公開 (3) 情報公開の工夫等	・大学ホームページに全て掲載している。また、常に最新の情報になるよう情報更新を行っている。 ・大学ホームページに「数字で見る広経大」として入試、就職、各種アンケート情報など、法令上定められた以外の情報を公開しているほか、自主的な情報公開についても積極的に取り組んでいる。また、常に最新の情報になるよう情報更新を行っていること、大学ポータルと連携など、情報公開の工夫を行っている。 ※2023年度と同様	さらに積極的な情報公開とデータ紹介方法の工夫を検討していく。